

諫早市空家等対策計画（案）に対するパブリックコメントの実施結果について

- 1 実施期間 平成30年1月19日（金）～2月9日（金）（22日間）
- 2 閲覧方法 市ホームページ掲載（閲覧数184件）、建築住宅課窓口、各支所産業建設課窓口
- 3 提出方法 窓口提出、郵送、ファクシミリ、電子メール
- 4 意見の件数 4件（3名）
- 5 提出された意見の要旨及び市の考え方

番号	ご意見	市の考え方
1	P2「空家等の定義」の空家等定義で使用がされていないことが常態であるものとなっているが、盆正月に帰省した時に利用している建物がある。 このような状態でも空家等と認定されてしまうのか。	常態であるものとは、年間を通じて使用実績がないこととされており、年に数回使用され管理されている建築物は、空家等には該当しません。
2	P14空家等の発生予防 空家等の利活用発生予防と発生した空き家を早期に活用することで特定空家になる空き家を減らせると思うので、発生予防と有効活用を充実していく必要があると思います。	市でも空家等の発生予防・利活用は、空家等対策として有効であると考えています。このため、所有者等に対する啓発や空き家バンクへの登録等に取り組んでいます。 引き続き、発生予防と利活用を促す方策について検討してまいります。
3	P15「4解体・除却」 利用したことがない相続した建物があり解体したいと思っているが、解体費が高く解体できない。他市にあるような空き家の解体補助制度を作って欲しい。 補助制度があれば、負担が減るので解体を検討しやすくなる。	解体に対する補助制度を実施している自治体もありますので、他自治体の制度等を参考に今後検討してまいります。
4	P17 行政措置 崩れかかっている空き家の周辺に住んでいる住民は、いつ壊れるかわからず怖いおもいをしている。 崩れかかっている空き家の持ち主が期限までに対応しない場合や不明な場合は、公表した上で市が強制的に取り壊したりすることも必要だと思えます。	空家等の管理は、第一義的に所有者等が自らの責任により、適切に管理しなければなりません。 しかしながら、所有者等が管理責任を全うしない場合においては、空家等の状態や周辺への悪影響の程度、緊急性などを総合的に勘案し、空家等特措法に基づき適切な措置を行ってまいります。